

遺言書の保管申請をするためのチェックリスト (ステップ1からステップ4までのチェックができましたら「予約」をしてください。)

チェック事項 (裏面あります)	
ステップ1 遺言書の様式	
1 遺言書の用紙はA4判の丈夫な紙で、文字の判読を妨げるような地紋・色彩のないものですか。	<input type="checkbox"/>
2 遺言書は、本文(財産目録を除く全文)、日付及び氏名を自書していますか。 また、氏名の横に押印していますか(印鑑は認印でも可)。	<input type="checkbox"/>
3 遺言書は、消すことができない筆記具(黒色等の濃色の万年筆、ボールペン等)で記載していますか。	<input type="checkbox"/>
4 遺言書の記載内容について	
(1) 遺言書の表題には「遺言書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
(2) 遺言書の作成日(日付)は「○日」と記載されていますか(「吉日」等の表現は認められません。)	<input type="checkbox"/>
(3) 遺言内容について、「相続させる」、「遺贈する」といった表現を使用していますか。 パンフレット5Pの様式の青囲み部分をご覧ください。	<input type="checkbox"/>
5 遺言書は、上下左右にそれぞれ余白がありますか。 (左20mm以上、右5mm以上、上5mm以上、下10mm以上)	<input type="checkbox"/>
6 遺言書の用紙の裏面に記載はありませんか。	<input type="checkbox"/>
7 遺言書には、ページ数を記載していますか。 (例: 1ページのみの場合→1/1, 計3ページの場合→1/3, 2/3, 3/3)	<input type="checkbox"/>
8 遺言書の記載事項を訂正・加入又は削除した場合、余白部分に該当箇所についての記載をし、変更をした旨を付記して署名し、加えて、変更した場所に押印をしていますか。(パンフレット5P参照)	<input type="checkbox"/>
9 財産目録を自書していない場合、財産目録の全てのページに氏名を自書し、押印をしていますか。 (遺言書の財産目録について、不動産の登記事項証明書や通帳の写しを添付することも認められています。)	<input type="checkbox"/>
10 遺言書は、ホッチキス止めをしていませんか。	<input type="checkbox"/>
11 遺言書の用紙を折りたたんで、封筒などに封入していませんか。	<input type="checkbox"/>
ステップ2 添付書類 (以下の書類が必要です。官公署が作成した書類は、作成後3か月以内のものに限られます。)	
1 遺言者の本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写し(遺言者を確認するため)	<input type="checkbox"/>
2 遺言書が外国語で作成されている場合、日本語による翻訳文	<input type="checkbox"/>
3 添付書類のうち、 原本の返却を希望する場合は 、「原本に相違ない」旨を記載し、記名・押印(署名)したコピー	<input type="checkbox"/>
4 本人確認書類 (提示) (個人番号カードや運転免許証等の本人の氏名、出生の年月日、住所、顔写真等が表示されている官公署から発行された証明書)	<input type="checkbox"/>

チェック事項 (裏面あります)		
ステップ3 遺言書保管のための申請書の記載 (※申請書の様式, 記載例は同封されています。)		
1	申請書は, 記載すべき事項を全て記載していますか。また, 該当する口にはレ印を記入していますか。	<input type="checkbox"/>
2	遺言書に「受遺者等」又は「遺言執行者等」を記載した場合は, 申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載しましたか。 注) ただし, 遺言により保管申請時の <u>推定相続人(※)の立場のみにある人に相続させる場合は</u> , それらの推定相続人を「受遺者等」として申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません (※推定相続人とは, 現状のまま相続が開始された場合に, 相続権がある人のことを言います。)	<input type="checkbox"/>
3	申請書に, 記載事項の訂正, 加入又は削除をした場合, 二重線を引いてその近辺に正書しましたか。 (訂正した文字は読むことができる状態で残していますか。訂正箇所に押印はいりません。)	<input type="checkbox"/>
4	申請書の印刷は, 両面・拡大・縮小をしていませんか。また, 印刷した用紙を再度コピーしていませんか。	<input type="checkbox"/>
5	申請書の用紙に, 汚損, ゆがみ及び変色等はありませんか。	<input type="checkbox"/>
ステップ4 遺言書の保管のための申請先の法務局を下表から選択してください。		<input type="checkbox"/>

※下表に該当がない場合は, 他の都道府県の法務局であり, 管轄は最寄りの法務局の職員にお尋ねください。

	岐阜県内の遺言書保管場所 (所在地)	管轄	電話番号
1	岐阜地方方法務局供託課 (岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎2F)	岐阜市, 羽島市, 各務原市, 山県市, 瑞穂市, 本巣市, 羽島郡, 本巣郡	☎058-245-3181
2	岐阜地方方法務局八幡支局総務係 (郡上市八幡町有坂1209番地の2 郡上八幡地方合同庁舎2F)	郡上市	☎0575-67-1411
3	岐阜地方方法務局大垣支局総務課 (大垣市丸の内1丁目19番地 大垣法務合同庁舎2F)	大垣市, 海津市, 養老郡, 不破郡, 安八郡, 揖斐郡	☎0584-78-3347
4	岐阜地方方法務局美濃加茂支局総務課 (美濃加茂市本郷町7丁目4番16号2F)	関市, 美濃市, 美濃加茂市, 可児市, 下呂市のうち金山町 (★), 加茂郡, 可児郡	☎0574-25-2400
5	岐阜地方方法務局多治見支局総務課 (多治見市太平町5丁目33番地2F)	多治見市, 瑞浪市, 土岐市	☎0572-22-1002
6	岐阜地方方法務局中津川支局総務係 (中津川市かやの木町4番3号 中津川合同庁舎3F)	中津川市, 恵那市	☎0573-66-1554
7	岐阜地方方法務局高山支局総務係 (高山市昭和町2丁目220番地 高山合同庁舎3F)	高山市, 飛騨市, 下呂市 (★を除く。), 大野郡	☎0577-32-0915

※ 遺言者の住所地, 本籍地, 遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所に保管の申請をすることができます。



チェックお疲れ様でした!
予約は, このQRコードから予約サービスにアクセスし, 予約をいただくか, **ステップ4で確認した申請先の法務局**の窓口又は電話により, 法務局職員に予約の代行を依頼してください。
予約代行時にお尋ねするのは, ①漢字氏名, ②郵便番号, ③住所, ④生年月日となります。また, 窓口の混雑状況によっては, 予約番号のお伝えまでに, お待たせすることがあることをご了承ください。

